

令和 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 年度 測量・建設コンサルタント等

入札参加資格審査申請書提出要領

守口市水道局

守口市水道局が発注する測量・建設コンサルタント等の入札に参加しようとする方は、
予め、この要領により入札参加資格審査申請してください。

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者
- (2) 関係法令に基づき登録を受けている者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 2 か年以上の営業実績がある者
※営業開始日から 2 か年以上経過していない場合は、登録できません。
- (5) 申請業務において、直前 3 か年の間に業務実績がある者
※入札参加資格審査申請書の直前 3 か年間の年間平均実績高が 0 又は未記載の場合は、その業種での登録はできません。
※実績金額を各業種に振分できない場合は、実績金額の総額を各業種に記載してください。
- (6) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

2. 受付期間

令和 4 年 10 月 3 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※受付完了後速やかに審査事務を行います。申請の混雑状況等によっては審査完了までに 1 - 2 カ月期間を要する場合があります。

3. 資格有効期間

資格審査完了日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 提出方法

(1) 申請用ファイルの入力

「令和5・6・7・8年度 測量・建設コンサルタント等 申請用ファイル」に必要事項を入力し、各提出書類を印刷してください。

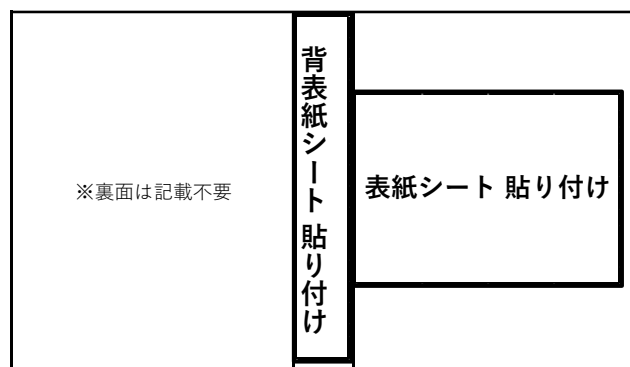
(2) 提出書類の綴じ込み

P5〔8. 提出書類〕に示される提出書類をフラットファイルに綴じてください。

【フラットファイルの種類】

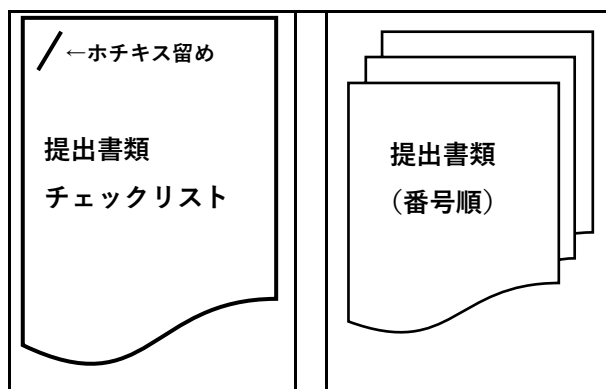
A4（タテ）サイズの左綴じの紙製（色の指定はありません）

○フラットファイル表面



表紙及び背表紙に「表紙・背表紙シート」を貼り付ける。

○フラットファイル中面



左側
提出書類チェックリストをホチキス留めにする。
右側
提出書類の左側に綴じ穴を開け番号順に綴じる。

(3) 提出書類の確認及び修正

「提出書類チェックリスト」にて提出書類の確認および修正を行ってください。
不備・不足のある場合は受付できません。不備書類の再提出等をお願いすることがありますが、審査完了までに更に時間がかかることがあります。

(4) 書類の郵送

フラットファイルを以下の宛先へ郵送してください。

- ・郵送方法は問いません。（普通郵便可）
- ・返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認は行いません。

■郵送先■

〒570-0008

守口市八雲北町3丁目37番31号

守口市水道局 経営総務課 業者登録担当宛

(5) 電子メールの送信

入力した「令和5・6・7・8年度 測量・建設コンサルタント等 申請用ファイル」を以下の宛先へ送信してください。

■送信先■

Suido_soumu@city-moriguchi-osaka.jp

■メールタイトル■

「守口市水道局 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査
申請」

■添付するファイル名■

「申請年月日（8桁） 会社名」

（例）申請年月日：2024年9月1日

会社名：大阪株式会社守口支店

⇒ファイル名：「20240901 大阪株式会社守口支店」

5. 審査結果

- (1) 資格審査結果については、入札参加有資格者名簿への掲載をもって資格審査結果通知とします。

- (2) 入札参加有資格者名簿は守口市ホームページにおいて掲載しています。

《入札参加有資格者名簿 ホームページ掲載場所》

守口市役所ホームページ>[ページ下部]守口市水道局>業者登録（入札参加資格審査申請）> 入札参加有資格者名簿

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyo/gyoushatouroku_suido/15362.html

※電話等での資格審査結果をお問い合わせにはお答えできません。

6. 注意事項

- (1) 提出日

- ・提出日を必ず記入してください。
- ・提出日の記入がない場合は、守口市水道局が収受した日を提出日とします。

- (2) 証明書類の日付

- ・印鑑証明書/納税証明書/商業登記簿謄本は、申請書提出時点から3カ月以内に発行されたものを提出してください。
- ・経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）は、資格有効期間の開始日（令和7年4月1日）時点で有効である、審査基準日が令和5年9月1日以降のものを提出してください。
- ・建設業許可通知書は、「許可の有効期間」内のものを提出してください。

- (3) 書類の不備

書類に不備がある場合は受付できません。提出前に必ず確認してください。

- (4) 申請内容の虚偽

申請内容に虚偽がある場合は、入札参加停止措置を取る場合がありますので、ご注意ください。

- (5) 申請事項の変更（変更届）

申請書提出後に申請事項に変更がある場合や業者登録を取り消す場合は、変更届を提出してください。

【変更届 ホームページ掲載場所】

（ホーム > 【ページ下部】 守口市水道局 > 業者登録（入札参加資格審査申請）> 登録内容の変更（変更届））

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyo/gyoushatouroku_suido/15363.html

7. 提出書類

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類		対象者
1	○	提出書類チェックリスト[測量・建設コンサルタント等]		全事業者
		※フラットファイルの中面左側にホチキス留めにする。		
2	○	表紙・背表紙シート		全事業者
		※フラットファイルの表紙及び背表紙に貼り付けてください。		
3	○	入札参加資格審査申請書[測量・建設コンサルタント等]		全事業者
4		守口市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請シート ※入札参加資格審査申請書[測量・建設コンサルタント等]P2（水道局のみ登録希望の場合）		全事業者
		※市へ登録申請中、または登録のある場合、守口市ホームページ契約課内「業者登録受付システム」にて業者情報を入力し、印刷した申請シートを提出してください。 ※入力方法等については、市の提出要領P8～「資料2 業者登録受付システムマニュアル（コンサル）」を参照してください。 ※水道局のみ登録希望の場合は、「入札参加資格審査申請書[測量・建設コンサルタント等]P2」を入力し、印刷してください。		
5		登録証明書または現況報告書【写し可】		登録希望業種 1～38 を選択した業者
		※登録の申請を希望する業種のうち、P7「資料1 業種一覧表」の1～38の業種全てに必要です。希望順位順に並べてください。 ※業種番号15～36の現況報告書については、申請日時点で保有のものを提出してください。 →確認済印の押印のものを提出。整備局からの「登録の更新について」等の通知書は不可。		
6	○	測量等実績調書		全事業者
		※登録の申請を希望する業種ごとに全て作成し、希望順位に並べてください。 ※独自様式可（登録を希望する業種を必ず記載してください。）		
7	○	技術者経歴書		全事業者
		※独自様式可		
8	○	使用印鑑届兼委任状（入札、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑）		全事業者
		支店等の受任者を選任する場合は受任者を記入してください。		
9	○	誓約書		全事業者
		守口市暴力団排除条例の規定に基づくものです。		
10		印鑑証明書【写し可】		全事業者
11		国税 納税証明書 【写し可】	法人 納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）	全事業者
		個人 納税証明書その3の2（所得税・消費税及び地方消費税）		

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類		対象者
12		地方税 納税証明書 【写し可】	法人	法人市民税：直前1か年分（未納のない証明可）
				【受任者を選任する場合】 受任者の所在地の市町村の証明書を提出。（申請者/本社・本店分は不可）
			個人	市民税：直前1か年分（未納のない証明可）
		※「事業税」は不可。 ※道・県・府民税は不可。都民税は可。 ※未納のない証明可。		全事業者
【11・12共通】 ※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。 ※入札参加資格審査申請書等に記載の申請者と納税証明書に記載の納税者の情報が異なる場合は、理由書（任意様式）を提出してください。 ※移転等の理由により納税証明書が発行できない場合は、理由書（任意様式）と移転前の納税証明書を提出してください。 ※法人・支店設立後間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 （法人の場合）法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書（任意様式） （支店の場合）法人等設立申告書等（新たに開設したことが分かる書類）と本店の直近1年分の納税証明書				
13		商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【写し可】		法人事業者のみ
		※申請書等に記載する住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、理由書（任意様式）を提出してください。		
14		固定資産税納税証明書（直前1か年分）または賃貸借契約書【写し可】		守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。 ※法人として証明書が発行できない場合は、代表者個人の証明書を提出してください。 この場合、住所が会社の所在地と一致する必要があります。（住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書が発行できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。） ※賃貸借契約書が提出できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。 ※法人・支店設立後、間もなく納税証明書が発行できない場合は、以下の書類を提出してください。 法人の場合：法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書（任意様式） 支店の場合：法人等設立申告書等（新たに開設したことが分かる書類）と本店の直近1年分の納税証明書		
15	○	事務所の付近見取り図（各A4判）		守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※地図等の貼り付け可		
16		事務所の写真		守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		事業所全体と看板等の名称が確認できるもの ※パンフレット可		

※返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認の返信は行いません。

※資格審査結果は、書面通知しません。（返信用封筒は不要です）

守口市ホームページに掲載の守口市水道局入札参加有資格者名簿により確認してください。

8. 問い合わせ先

守口市水道局 経営総務課 業者登録担当

TEL : 06-6991-6774 (平日 9 時から 17 時 30 分まで)

※「コンサルの業者登録について」とお問い合わせください。

業者番号がお分かりの方は併せて「業者番号」をお伝えください。

FAX : 06-6994-0109

mail : Suido_soumu@city-moriguchi-osaka.jp

資料1 業種一覧表

番号	業 種	番号	業 種	番号	業 種
測 量	1 測量一般	土 木 関 係	15 河川、砂防及び海岸・海洋	補 償 関 係	30 土地調査
	2 地図の調整		16 道路		31 土地評価
	3 航空測量		17 上水道及び工業用水道		32 物件
建 築 関 係	4 建築一般		18 下水道		33 機械工作物
	5 意匠		19 造園		34 営業・特殊補償
	6 構造		20 都市計画及び地方計画		35 事業損失
	7 暖冷房		21 地質		36 補償関連
	8 衛生		22 土質及び基礎		37 不動産鑑定
	9 電気		23 鋼構造及びコンクリート		38 登記手続等
	10 建築積算		24 施工計画・施工設備及び積算	そ の 他	39 交通量調査
	11 機械積算		25 建設環境		40 環境調査（計量証明）
	12 電気積算		26 機械		41 経済調査
	13 調査		27 電気電子		42 分析・解析
	14 耐震診断		28 廃棄物		43 電算関係
			29 地質調査業務		44 計算関係
					45 資料等整理
					46 下水道カメラ調査
					47 アドバイザリー業務

【注意事項】

※1～38の業種は、関係法令に基づき登録していなければ、業者登録できません。

※47のアドバイザリー業務は、各種計画策定・公募型事業等の助言・支援・資料作成等に関する業務です。

（参考）

番号	提出書類	関係法令
1～3	登録証明書	測量法
4～14	建築士事務所登録証明書	建築士法
15～28	建設コンサルタント現況報告書	建設コンサルタント登録規程
29	地質調査業者現況報告書	地質調査業者登録規程
30～36	補償コンサルタント現況報告書	補償コンサルタント登録規程
37	不動産鑑定士（又は鑑定業者） 登録証明書	不動産の鑑定評価に関する法律
38	土地家屋調査士登録証明書	土地家屋調査士法